

# 平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 279

政策体系	11	事業分類	ソフト事業	所管部局	教育委員会 社会教育課
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 2. 児童福 - 1. 児童福 現年		
事業名	放課後児童健全育成事業				
細事業名	日吉町放課後児童健全育成事業				
				評価表作成者	教育委員会 社会教育課 岩嶺 志保

## 1. 事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る。

## 2. 事業の目的と必要性

### ① 施策で目指す目標との関連付け

小学校に就学している1～3年生の児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもを対象として、放課後および学校の長期休暇等の時間帯において保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら「生活」の場を提供し、「遊び」及び「生活」を通じてその子どもの健全育成を図ることを目的とする事業。

### ② 事業を実施する必要性

児童福祉法第21条の9において、市町村の努力義務として、その区域内において放課後児童健全育成事業（子育て支援事業）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるべきことが示されている。

## 3. 事業費の推移

	単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画	
決算額または計画額	千円	11,050	10,383	11,647	12,286	14,808	15,323	15,323	
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	9,903	9,489	10,367	11,333	13,647	0	0	
財源内訳	使用料・手数料等	千円	1,562	1,501	1,809	1,503	1,400	1,400	1,400
	国・府支出金	千円	1,451	1,451	2,201	2,903	2,920	2,920	2,920
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	8,037	7,431	7,637	7,880	10,488	11,003	11,003
職員等の従事人員	人/年	—		6.43	6.48				
人件費	千円	—		12,931	13,973				
事業費総額	千円	—		14,211	14,927				

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。  
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

## 4. 主な事業費の内訳

指導員賃金 11,332,510円  
 需用費 669,073円（消耗品、燃料費、光熱水費）

## 5. 事業結果の概要

日吉管内2教室の開設  
 ・胡麻放課後児童クラブ  
   開設場所 胡麻こども館内  
   児童数 33名（胡麻郷小）  
 ・殿田放課後児童クラブ  
   開設場所 殿田小学校内  
   児童数 18名（殿田小）

## 6. 活動の詳細

### 7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

・市内6クラブの指導員合同研修会を2回実施し「指導員の仕事について」や、「発達障害の子どもとの接し方について」を外部講師により学習することができた。  
・南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会においてご協議いただき、平成22年度から新たに実施した土曜日受け入れについて検証等を行った。  
・胡麻放課後児童クラブを開設している施設は老朽化が進んでいるため、今後開設場所について検討していく必要がある。

#### 【参考】過年度の評価

##### ■平成22年度の所属長評価

・市内6クラブの指導員合同研修会を2回実施し「子どもたちと遊ぶ工作」づくりについてや、事故や怪我の対応（AED講習等）を行うことができた。  
・南丹市放課後児童健全育成事業運営委員会においてご協議いただき、平成22年度から土曜日に対象児童を受け入れする方向となった。  
・胡麻放課後児童クラブ、殿田放課後児童クラブ、それぞれほぼ定員数と同じ児童を受け入れた。胡麻放課後児童クラブを開設している施設は老朽化が進んでいるため、今後開設場所について検討していく必要がある。

##### ■平成21年度の所属長評価

①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点  
保護者の就労実態に合わせ4月1日からの新1年生受入、長期休暇中の開設時間を午前8時からする点を議論し実施した。  
②当該事業のアピール事項  
平日の午後、長期休暇などの1日を安心して過ごせ場が児童クラブ以外にないことから子どもたちの継続した生活の場として定着してきた。  
③反省点、今後の展開・方向性等  
平成22年度から年間250日以上での開設を求められている点について協議をし、実施する必要がある。